

# メディケア湖南居宅介護支援事業運営規程

## (事業の目的)

第1条 株式会社まごころ（以下、「当社」という）が実施する指定居宅介護支援の事業（以下「本事業」という）は要介護者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスが適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、適切なサービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行うことを目的とする。

## (運営方針)

第2条 本事業は、利用者が要介護状態等になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
4. 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。
5. 上記の他「草津市指定居宅介護支援等の人員および運営に関する基準等を定める条例」及びその他の関係法令等の内容を遵守し事業を実施するものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。  
(1) 名称 メディケア湖南居宅介護支援事業所  
(2) 所在地 滋賀県草津市草津3丁目14-44

## (職員の職種、員数、及び職務の内容)

第4条 メディケア湖南居宅介護支援事業所（以下、「本事業所」という）に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名：当社の本事業所業務に従事する者  
**(管理者の職務)**  
管理者は、本事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、本事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を行うとともに、従業者にこの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行う。
- (2) 介護支援専門員1名以上  
**(介護支援専門員の職務)**  
介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、及び要介護者等がその心身の状況や置かれている環境等に応じて、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定介護サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整等を行う。
- (3) その他補助職員：利用の状況に応じて配置する。  
**(補助職員の業務)**管理者及び介護支援専門員の業務を補助する。

## (営業日及び営業時間)

第5条 本事業所の営業日及び営業時間は、当社の就業規則に準じて定めるものとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から、金曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月13日から8月16日、12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間は、午前9時から午後5時までとする。
- (3) 上記の営業日、営業時間のほか、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

## (居宅介護支援事業の提供方法及び内容)

第6条 居宅介護支援事業の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1. 利用者の相談を受ける場所：当社の相談室等
2. サービス担当者会議の開催場所：本事業所の会議室又は各担当者の打ち合わせにより選定される場所及び利用者宅
3. 介護支援専門員の居宅訪問頻度：最低1カ月に1回とし、利用者の自立した日常生活を支援する上で解決すべき課題の把握、居宅サービス計画作成後における計画の実施状況の把握及び連絡調整等の必要に応じ訪問する。

## (相談・苦情受付の体制等)

第7条 相談・苦情に対する常設の窓口を設置し常勤の相談担当者を1名置き、円滑かつ迅速に苦情処理を行う。

## (緊急時・事故等の対応)

第8条 利用者の病状の急変又は事故、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等各関係機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告をする。

2. 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の居宅介護支援事業者等との連携および協力を伴う体制を構築するよう努める。

## (人権の擁護、虐待の防止)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に対して周知徹底を図る。
- 2 虐待防止のための指針を整備する。
- 3 従業者に対する人権擁護、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- 4 前3号の措置を適切に実施するための担当者を置く。

## (利用料等)

第10条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは利用者負担はない。

2. 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問する場合には、それに要する交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合、次の額を徴収する。

1 通常の事業の実施地域を超える地点から片道10km未満	300円
2 通常の事業の実施地域を超える地点から片道10km～片道20km未満	500円
3 上記項目2の距離を超える場合は、距離を10km増すごとに200円を加算する	
4 タクシーを利用した場合は実費負担	
3. 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならぬ。

## (通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、草津市・守山市・栗東市・野洲市・大津市

## (その他運営に関する重要事項)

第12条 本事業の社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備する。

2. 職員は業務上知りえた秘密を保持する。また、退職後もその秘密を保持する。
3. 事業所は利用者に対する居宅介護支援に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。
4. この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は当社が別に定める。

(附則) この規定は、令和6年7月1日より実施する。